

## 長野県無人航空機利用空中散布作業指導要領

平成5年4月9日付け 5農技第28号農政部長通知  
平成12年7月5日付け 12農技第316号農政部長通知一部改正  
平成18年4月3日付け 18農生第18号農政部長通知一部改正  
平成18年11月1日付け 18農技第17号農政部長通知一部改正  
平成21年8月4日付け 21農技第276号農政部長通知一部改正  
平成22年3月10日付け 21農技第592号農政部長通知一部改正  
平成24年3月12日付け 23農技第615号農政部長通知一部改正  
平成28年2月23日付け 27農技第612号農政部長通知一部改正  
平成29年4月1日付け 28農技第661号農政部長通知一部改正  
平成30年2月23日付け 29農技第525号農政部長通知一部改正  
令和2年1月21日付け 元農技第589号農政部長通知一部改正  
令和3年4月26日付け 3農技第70号農政部長通知一部改正  
令和6年3月21日付け 5農技第826号農政部長通知一部改正

### 第1 趣旨

この要領は、無人航空機を利用して行う農薬の散布（以下「空中散布」という。）について、人畜、農作物、周辺環境等に対する安全性を確保しつつ、その適正な実施に資するため、「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係るガイドライン」（令和元年7月30日付元消安第1388号消費・安全局長通知）（以下「無人ヘリコプターガイドライン」という。）及び「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（令和元年7月30日付元消安第1388号消費・安全局長通知）（以下「無人マルチローターガイドライン」という。）によるもののほか、必要な事項を定める。

### 第2 実施計画の策定と届出

- 1 無人航空機を利用して空中散布の作業を実施する者（以下「防除実施者」という。）は、航空法第132条に基づき、国土交通大臣の許可・承認を受けること。
- 2 無人ヘリコプターによる空中散布を実施する場合、防除実施者又は空中散布を他者に委託しようとする者（以下「実施主体」という。）は、次の方法により実施計画書を策定するものとする。
  - (1) 書面様式を用いた策定の場合  
様式第1号を策定する。
  - (2) オンライン（ながの電子申請サービス）を用いた策定の場合  
長野県病害虫防除所公式ホームページ（<https://www.pref.nagano.lg.jp/bojo/shinsei/mujinheri.html>）内より、ログインし、必要項目の入力等を行い、策定をする。
- 3 実施主体は、2による実施計画書の策定にあたっては、次の事項に留意することとする。
  - (1) 市町村及び農業農村支援センター技術経営普及課等の指導、協力を得て

策定すること。

- (2) 周辺住民等への健康に配慮するとともに、散布時刻、住宅等からの距離、散布時の気象条件等を考慮した飛散防止対策を含む危被害防止対策を検討し、自主的な散布基準を定めること。
- (3) 散布実施区域の把握および事故が発生した際に迅速に対応するため、利用許諾を得ている地図（1/10,000程度）を添付すること。
- 4 実施主体は、2により策定した実施計画書を、空中散布の実施予定日が属する月の前月末までに、病虫害防除所長に届け出るものとする。実施予定日が実施月の1日から14日までの場合は、実施予定日の14日前までに届け出るものとする。
- 5 実施主体が、4に定める期日以降において、空中散布を実施する必要性が生じたときは、2の実施計画書を速やかに策定し、空中散布実施予定日の14日前までに病虫害防除所長に届け出るものとする。

### 第3 実施計画書の受理

- 1 病虫害防除所長は、第2の2により届け出された実施計画書について、記載事項の不備や周辺住民等に対する危被害防止対策が十分配慮された計画となっているか等を審査し、不十分と判断した場合は実施主体に対し指導を行う。
- 2 病虫害防除所長は、防除実施者が航空法第132条に基づく、国土交通大臣の許可・承認の有無を確認すること。
- 3 病虫害防除所長は、届け出された実施計画書が適正と認められるときは、これを受理し、その旨を実施主体に通知するとともに、第2の2により策定した実施計画書について、速やかにホームページに内容を掲載し公表するものとする。
- 4 病虫害防除所長は、空中散布による養蜂への被害の発生を防止するため、受理した実施計画書を速やかに関係する市町村長へ提供するとともに、受理した実施計画書を、速やかに農業技術課及び関係する農業農村支援センター農業農村振興課に情報提供する。ただし、実施主体が市町村長の場合は受理通知と重複になるため、病虫害防除所からの提供は行わない。
- 5 4による情報提供があったときは、農業技術課は園芸畜産課に情報提供し、農業農村支援センター農業農村振興課は、養蜂関係者に事前周知を行うものとする。また、市町村長は必要に応じて実施主体への助言や周辺地域及び住民等への周知について協力を行うものとする。
- 6 病虫害防除所長は、第2の4による届け出のあった実施計画書を取りまとめ、翌月5日までに、また、第2の5による届け出のあった実施計画書については受理後直ちに、別記様式第1号又は別記様式第3号により農業技術課長に報告するものとする。
- 7 農業技術課長は6の報告を受けた場合は、農林水産省関東農政局及び登録認定機関等へ報告するものとする。

### 第4 空中散布の実施及び危被害防止対策等

## 1 実施体制及び危被害防止対策

実施主体は、空中散布の実施場所及び周辺区域に関し、無人ヘリコプターガイドライン第2の3又は無人マルチローターガイドライン第2の3による危被害防止対策を講じ、事故の防止に万全を期すとともに以下の点に留意すること。

- (1) 地域住民等との信頼関係を深め、防除の必要性について理解を深めてもらうとともに、使用薬剤や散布方法等の実施内容や危被害防止対策等について、双方向性の高い実施体制づくりに努めるものとする。
- (2) 空中散布を実施する場所及びその周辺において養蜂が行われているかを、地域ごとに設置している「蜜蜂農薬危被害防止連絡会議」（事務局：農業農村支援センター農業農村振興課）に必ず確認し、養蜂が行われている場合は同連絡会議と連携し、危被害防止対策を実施すること。
- (3) (2)の他、農業、漁業、その他の事業への危被害防止対策や、学校、病院、水源、有機農業等が行われているほ場等の周辺では薬剤が飛散・流入しないよう、十分注意し、適切な対策を講ずること。
- (4) 無人ヘリコプター等での散布においては、作業に従事する者の責任分野を明確化するとともに、連続作業時間が長時間に及ばないように作業時間に留意すること。また、オペレーター、ナビゲーター及び作業補助者は互いに連携し、架線や障害物等の危険箇所等の情報を共有し、家屋や架線等がある場所を離着点や飛行経路に設定しないなど、一層の周囲の安全確保に努めること。
- (5) 空中散布作業中に機体の不具合が発生した場合は、直ちに散布を中止し、速やかに安全な場所に降下させること。
- (6) 問い合わせや相談等に対応するための窓口（以下「相談窓口」という。）を設置し、相談内容等について記録を残すとともに、必要に応じて危被害防止対策等を講ずること。

## 2 周辺地域及び住民等への周知

無人ヘリコプターおよび無人マルチローターにより空中散布を実施する場合、実施主体は、空中散布実施場所の周辺地域住民等及び学校、病院等公共施設（以下「周辺住民等」という。）に対し、実施計画及び相談窓口の設置について、事前の周知を徹底するとともに、周知に当たっては、以下の点に留意すること。

- (1) 空中散布実施場所周辺の地域住民等に対し、実施計画の掲示のほか、チラシ、回覧板、有線放送、立て看板等の地域の実情に応じた有効な手段により周知を行うこと。
- (2) 空中散布実施場所周辺にある学校（幼稚園、保育園を含む。以下同じ。）及び病院等公共施設並びに実施場所周辺が通学路となる学校への連絡は、様式第3号によるものとする。ただし、必要事項が記載されている場合は必ずしも様式第3号によらなくてもよい。
- (3) 気象条件等より実施日時や実施場所等に変更が生じた場合は、変更に係る事項について速やかに周辺住民等へ周知すること。

## 第5 実施報告書の提出

- 1 実施主体が無人ヘリコプターおよび無人マルチローターによる空中散布を終了したときは、終了後1ヶ月以内に以下の実施報告書を病虫害防除所長に提出する。
  - (1) 書面様式の場合  
無人ヘリコプターは様式第1号を無人マルチローターは様式第2号を提出するものとする。
  - (2) オンライン（ながの電子申請サービス）の場合  
長野県病虫害防除所公式ホームページ（<https://www.pref.nagano.lg.jp/bojo/shinsei/mujinheri.html>）内より、ログインし、必要項目への入力等を行い、申請をする。
- 2 実施報告書の提出にあたっては、実際に講じた危被害防止策について具体的に記載するとともに、周辺住民等から意見や問い合わせ等があった場合には、その内容と対応状況等を記載すること。
- 3 病虫害防除所長は、提出された実施報告書を取りまとめ、毎年11月15日までに農業技術課長へ報告および市町村長へ提供するものとする。なお、実施報告書の内容は無人ヘリコプターによる空中散布については、別記様式第2号に、また、無人マルチローターによる空中散布については、別記様式第4号に取りまとめる。

## 第6 事故が発生した場合の対応

- 1 実施主体は、空中散布における事故が発生した場合、直ちに人的被害の有無を確認し、その救護を行う。
- 2 人的被害への対応後、農作物等の物的被害、農薬や燃料等の漏れ、機体の損傷等を確認のうえ、その状況に応じ、電力会社、通信会社、交通機関、河川管理者等関係機関へ速やかに連絡し、必要とする対応を要請するとともに、病虫害防除所及び市町村へ速やかに電話等により報告すること。
- 3 実施主体は、様式第4号による事故報告書を作成し、事故発生の日までに、病虫害防除所長へ第1報を提出することとし、事故発生から1週間以内に第2報を提出する。また、最終報告を事故発生から1ヶ月以内に提出するものとする。病虫害防除所長は事故報告書の提出があった場合は、農業技術課長及び市町村に情報提供する。
- 4 病虫害防除所長は、実施主体からの情報を随時農業技術課へ報告するとともに、必要な措置を講ずるよう指示するものとする。
- 5 農業技術課長は、病虫害防除所長からの報告に対し、必要な措置を講ずるよう指示するとともに、農林水産省関東農政局及び関係機関へ報告するものとする。
- 6 無人ヘリコプターガイドライン第3の1の(2)又は無人マルチローターガイドライン第3の1の(2)に該当する、特に重大な事故が発生した場合は、前項までの対応に加え、無人ヘリコプターガイドライン第3の7又は無人マルチローターガイドライン第3の7による事故報告を直ちに行うものとする。

する。

#### 第7 一般社団法人長野県植物防疫協会農林航空部会の役割

一般社団法人長野県植物防疫協会農林航空部会は、県及び登録認定等機関との連絡・調整を行うとともに、無人航空機空中散布作業の安全性確保及び危被害防止対策等に必要な事業等に対し協力するものとする。

#### 第8 指導体制

- 1 県は、空中散布を安全かつ円滑に実施するため、関係団体による会議を開催し、危被害防止対策等について協議し、周知徹底を図るものとする。
- 2 県及びその現地機関、一般社団法人長野県植物防疫協会等関係機関は、実施主体に対し、「無人ヘリコプターガイドライン」及び「無人マルチローターガイドライン」並びに「本要領」に基づき、適正に作業が実施されるよう、連携して技術等の指導に当たるものとする。
- 3 市町村は、県及びその現地機関等関係機関と連携して、実施主体に対し、作業の安全かつ円滑な実施等の指導に当たるものとする。

#### 第9 補則

この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

#### 附則

この要領は、令和3年4月26日以降に実施する無人航空機を利用して行う空中散布について適用する。

#### 附則

この要領は、令和6年4月1日以降に実施する無人航空機を利用して行う空中散布について適用する。